

相生森林文化公園あいあいらんど 宿泊等施設利用約款

最終改正 平成29年4月1日

第1条 (適用範囲)

1. 当施設が宿泊施設(コテージ等)並びに各施設を利用されるお客様との間で締結する宿泊等施設利用契約(以下「利用契約」という。)は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 (宿泊・利用の申し込み)

1. 当施設に利用契約の申し込みをされるお客様は、次の事項を明示していただきます。
 - (1) 責任のある代表者名及び住所、電話番号、団体名
 - (2) 宿泊・利用人数
 - (3) 宿泊・利用日及び到着予定時刻及び泊数
 - (4) 宿泊利用のコテージ等の利用棟数
 - (5) 宿泊・利用料金の確認
 - (6) その他当施設が必要と認める事項

第3条 (宿泊・利用契約の成立等)

1. 利用契約は、お客様の申し込みがあり、かつ当施設が申し込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当施設が承諾しなかったときはこの限りではありません。

第4条 (お客様の契約解除権)

1. 宿泊のお客様は、利用期日より以前であれば、当施設に申し出て利用契約を解除することができます。
2. 当施設は、宿泊のお客様がその責めに帰すべき事由により、利用契約の全部又は一部を解除した場合は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当施設は、宿泊のお客様が、利用当日の午後6時になっても到着されないときは、その利用契約はお客様により解除されたものとみなし処理することがあります。この場合、違約金は全額とします。なお、ご到着が午後6時を越える場合であっても、あらかじめご到着時刻を連絡いただいている場合は、この限りではありません。

第5条 (宿泊・利用の拒否)

1. 当施設は、次に掲げる場合において、利用契約に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊・利用の申し込みがこの約款によらないとき。
 - (2) 満員(棟)により施設の余裕がないとき。
 - (3) お客様が宿泊・利用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき。
 - (4) お客様が、伝染病患者であると認められるとき。
 - (5) 宿泊・利用に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊・利用させることが出来ないとき。

- (7) お客様が、以下の各号の一に該当するとき
- ① 泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合。
 - ② 著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合。
 - ③ 当施設又は当従業員に対し、暴力的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- (8) お客様が、以下の各号の一に該当するとき
- ① 暴力団、暴力団組織、暴力団関係企業、又はその関係者である場合。
 - ② 暴力団、又は暴力団が事業活動を支配する法人その他の団体構成員である場合。
 - ③ 法人としての利用契約で、その法人の役員の中に暴力団等（暴力団等反社会勢力）に該当する者がいる場合。

第6条 （当施設の契約解除権）

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、利用契約を解除することがあります。
 - (1) 第5条（3）から（8）までのいずれかに該当するとき。
 - (2) 当施設が別に定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて利用契約を解除したときは、お客様がいまだ提供を受けていない宿泊・利用サービス等の料金はいただきません。

第7条 （宿泊利用の登録）

1. 宿泊のお客様は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) お客様の氏名、年令、性別、住所及び電話番号（常時連絡が取れるもの）
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、出国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊のお客様が第12条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第8条 （各施設の使用時間）

1. 宿泊のお客様が客室を使用できる時間は、午後4時から翌日午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過1時間につき、1,500円
 - (2) 午後4時以降の利用は、室料金の全額
3. 宿泊のお客様がキャンプサイトを使用できる時間は午後3時から翌日午前11時までとします。
4. 宿泊のお客様がバーベキュー場を使用できる時間は午後4時から午後9時までとします。
5. 宿泊をされないお客様が、バーベキュー場、キャンプサイトを使用できる時間は、当日午前10時から午後4時までとします。
6. お客様が研修室、森林工房を使用できる時間は当日午前10時から午後6時までとします。

第9条（利用規則の遵守のお願い）

1. お客様は、当施設内においては、当施設が別途定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第10条（営業時間）

1. 当施設の主な施設等の営業時間は次のとおりとします。
門 限： 施設出入口の門限を午後10時としますので厳守願います。
フロント： 午前8時から午後6時まで
午後6時から翌日午前8時までは宿直担当者が対応します。なお、電話での対応となる場合があります。
食 堂： 午前10時から午後6時まで
開所日： 通年 定休日(年末年始、月曜日)
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適切な方法をもってお知らせします。

第11条（料金の支払い）

1. お客様にお支払い願う宿泊・利用料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊・利用料金等のお支払いは、日本通貨又は当施設が認めた、クレジットカード等これに代わり得る方法により、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当施設が宿泊・利用するお客様に施設を提供し、利用が可能になった後、お客様が任意に利用しなかった場合においても、利用料金は申し受けます。

第12条（お客様への損害賠償請求）

1. お客様の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当施設はお客様に対して損害賠償請求権を有します。

第13条（当施設の責任）

1. 当施設は、利用契約を誠意をもって履行し、建物・設備及び安全管理については、善良なる管理者の注意義務をもって管理いたします。利用契約の不履行によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第14条（契約した施設の提供ができないときの取扱い）

1. 当施設は宿泊・利用するお客様に契約した施設を提供できないときは、お客様の了解を得て、できる限り同一条件の他の施設を斡旋するものとします。
2. 当施設は前項の規定にかかわらず他の施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料をお客様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、施設が提供できないことにおいて、天災等、当施設に帰すべき事由がないときは、補償料は支払いません。

第15条（寄託物等の取扱い）

1. 宿泊・利用するお客様の荷物・物品又は現金ならびに貴重品については、当施設ではお預りできませんので、お客様自身が厳重に管理願います。

第16条（忘れ物）

1. お忘れ物につき所有者が明確な場合は、当施設よりお客様に連絡申し上げます。ただし、プライバシーにかかわる恐れがあると当施設が判断したときはこの限りではありません。
2. 施設内に留置された物品がお忘れ物か遺棄物（いわゆるゴミ）かの判断は、当施設にてさせていただきます。
3. お忘れ物の所有者が判明しないときは、その後最寄りの警察署に届けます。ただし、食品等腐敗するものは警察署に届けることなく廃棄いたします。
4. 前項までの取り扱いにつき、当施設は一切の損害賠償に応じることはできません。

第17条（駐車場の責任）

1. 駐車場につきましては、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。お客様が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、お客様の自己責任となります。車両の破損、盗難等につき、お客様は当施設に損害賠償の請求権を有しません。ただし、当施設の故意又は過失がある場合はこの限りではありません。

別表第1 宿泊・利用料金等の内訳（第2条第1項及び第11条第1項関係）

		内 訳	
お客様が支払うべき 総額	利用料金	客室の使用料 バーベキュー場の使用料 キャンプサイトの使用料 森林工房の使用料 会議室の使用料	
	追加料金	飲食料品、レンタル品、販売品等 施設使用時間超過分	
	別途料金	エアコン使用料（コインタイマー式）	
	税金	消費税	

- （備考） 1. 利用料は、パンフレット及び園内に掲示する料金表によります。
2. 利用料金、追加料金、別途料金等は予告なく変更します。

別表第2 違約金（第4条第2項関係）

		契約解除の通知を受けた日					
		不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前
契約申込人数	14名まで	100%	100%	50%	30%	30%	
	15名以上	100%	100%	50%	30%	30%	30%

- （注） 1. %は、宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。